|  |  |
| --- | --- |
| 国民健康保険料　督促状　あなたの国民健康保険料は、次のとおり未納となっておりますので、地方自治法第231条の３第１項の規定により督促します。　納付についてご確認の上、次の指定納付期限までにお手持ちの納付通知書で指定の金融機関、コンビニエンスストア又は区役所で納付してください。　なお、この督促状は、　　月　　日時点のデータで作成しております。既に納付済みの場合は、行き違いですので、ご了承ください。【未納保険料】 | ○　このまま未納を続けた場合　　この督促状の指定納付期限までに納付されないときは、地方自治法第231条の３第３項の規定により財産の差押えを受けることがあります。　　また、理由もなく滞納して１年が経過したときには、「特別療養費の支給」に変更することがあります。特別療養費の支給に変更されると、病院にかかるときに、一旦医療費の全額を支払わなければなりません。○　延滞金について　　納期限後に保険料を納付する場合においては、納付通知書に記載された計算方法により算出した延滞金が加算されます。 |
| 　 | 賦課区 | 年度 | 科目 | 通知書番号 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 期別 | 未納保険料額(円) | 納期限 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 指定納付期限 | 　 | 　 |
| 年　　月　　日　　札幌市　区長　　　　　　　　印　 |

備考

　1　この処分に係る北海道国民健康保険審査会に対する審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。

　2　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。